## 電気通信大学アドミッションセンター規程

制定 平成22年3月19日規程第28号 最終改正 令和4年7月25日規程第38号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則の規定に基づき、電気通信大学 (以下「本学」という。)に設置するアドミッションセンター(以下「センター」とい う。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 センターは、入学者選抜についての基本方針の策定、シームレスな高大接続教育 の推進、選抜方法についての調査研究や入試分析並びに広報戦略の企画・立案等や広報 活動を行うことにより、本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。 (部門)
- 第3条 センターに、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる部門を置く。
  - (1) 高大接続教育部門
  - (2) 入試企画・調査分析部門 (部門の業務)
- 第4条 高大接続教育部門は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 高大接続のための教育プログラムの企画・運営に関すること。
  - (2) 高大接続教育の推進に関すること。
  - (3) 高大接続ネットワークの構築に関すること。
  - (4) その他高大接続に関すること。
- 2 入試企画・調査分析部門は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 入試広報及び学生募集に係る戦略の企画・立案等に関すること。
  - (2) 入学者選抜に係る調査・分析及び選抜方法の改善に関すること。
  - (3) その他入試広報の改善及び充実並びに入学者選抜に係る調査研究に関すること。
- 3 高大接続教育部門及び入試企画・調査分析部門は、前2項の業務を実施するに当たっては、必要に応じ、関連する委員会等と協議を行うものとする。
- 4 部門に関し必要な事項は別に定める。

(職員)

- 第5条 センターに、次の職員を置く。
  - (1) センター長
  - (2) センター所属の専任教員(特任教員を含む。以下同じ。)
  - (3) その他の職員

(センター長)

- 第6条 センターに、センター長を置き、本学の職員のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第7条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の職員のうちから学長が 指名することができる。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を 代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(部門長及び部門員)

- 第8条 第3条に規定する各部門に部門長を置く。
- 2 部門長は、センター所属の専任教員のうちからセンター長が指名する。
- 3 部門員は、本学の専任教員(特任教員を含む。)のうちからセンター長が指名する。 (センター会議)
- 第9条 センターに、センターの管理運営等に関する重要事項を審議するため、アドミッションセンター会議(以下「センター会議」という。)を置く。
- 2 センター会議に関し必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

- 第10条 センターに、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループの構成員は、センター長が指名する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第3項本文の規定にか かわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成22年7月21日規程第66号)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日規程第130号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規程第142号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月25日規程第38号)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。